



大宮営業統括センター

過半数代表者選挙において

不適切な取扱いが発覚！ その1

大宮営業統括センターにおける労働者の過半数代表を選出する選挙をめぐって、多くの不適切な事象が報告されています。公正・公平に実施されねばならない選挙であり、ルールを違反することがあってはなりません。

不適切事象 ↓ 9月26日に掲示された「過半数代表者の選出について」には

投票期間

2022年10月11日（火）から10月18日（火）

各日とも10時00分から17時00分まで

※ただし、開始日10月11日（火）は11時00分から、最終日10月18日（火）は14時00分まで

と記載されていたにも関わらず・・・

投票時間外にも投票を受け付けていました！



公平・公正に行われるべき職場の過半数代表者選挙のルールを労働者に周知もせずに会社が一方的に変更することは許されません！

上記以外にも様々な報告を受けています。

私たちは公平・公正な過半数代表選挙を求めます！



大宮営業統括センター 過半数代表者選挙において 不適切な取扱いが発覚！ **その2**

10月18日大宮営業統括センターにおいて行われていた過半数代表者選挙の投開票日でしたが突如、選挙の再実施とされました。「公正・公平な選出に疑義が生じた」とのことですが、以下の不適切な事象は「疑義」ではなく「違反」です！

※労働基準法施行 規則 第六条【過半数労働者代表の選出】の二
法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

ケース1

駅長から「推薦者をやって欲しい」と言われて断ったら「〇〇副長にやってもらおう」と言われた。



ケース2

過半数代表選立候補者のポスターが貼ってあるコミュニケーションボードを指さし...



「**こっちが会社**」「**こっちが組合**」

と言われた...

ケース3

ある方が過半数選挙応援の名刺を配っている事について駅長から聞かれ...

(名刺を配っている)〇〇さんより駅長の方が圧力に感じた。



私たちは、よりよい環境をつくりあげるためにも、
公正・公平な過半数代表選挙を強く求めます！！！！